

議第229号

令和元年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計補正予算

令和元年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72,000千円を補正し、歳入歳出それぞれ1,080,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(市債の補正)

第2条 市債の補正は、「第2表市債補正」による。

令和元年11月29日提出

京都市長 門川大作

提案理由

設備の導入に要する経費等を補正する必要があるので提案する。

2 第二市場・と畜場

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
7市債		千円 208,000	千円 68,000	千円 276,000
	1市債	208,000	68,000	276,000
8国庫支出金		0	4,000	4,000
	1国庫補助金	0	4,000	4,000
歳入合計		1,008,000	72,000	1,080,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1市場・と畜場費		千円 1,008,000	千円 72,000	千円 1,080,000
	2市場整備費	329,000	72,000	401,000
歳出合計		1,008,000	72,000	1,080,000

第2表 市 債 補 正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額 <small>千円</small>	補 正 額 <small>千円</small>	補 正 後 の 額 <small>千円</small>			
中央卸売市場第二市場施設整備費	208,000	68,000	276,000	証券発行 (他の地方公共団体と共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	8.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

--